

卸町コミュニティプラザ建設事業設計等業務に係る事業者選定

公 募 要 領

平成 25 年 10 月 8 日

協同組合仙台卸商センター

卸町コミュニティプラザ建設事業設計等業務に係る事業者選定 公募要領

平成 25 年 10 月 8 日

協同組合 仙台卸商センター

業務概要

卸町コミュニティプラザ建設事業設計等業務（以下、本業務）について、協同組合仙台卸商センター（以下、組合）が示す基本スタディに則り、企画調整、基本計画、基本設計、意匠監修およびその他関連業務をおこなう事業者を募集するものである。本事業者選定において、事業候補者 1 者を選定する。

(1) 業務目的

卸町コミュニティプラザ建設事業について、組合が示す基本スタディに則り、企画調整、基本計画、基本設計およびその関連業務をおこなうこと。

(2) 業務履行期限

平成 26 年 3 月 25 日。ただし、組合と事業者が合意した場合、履行期限を延長することができる。

(3) 業務場所 仙台市若林区卸町 3 丁目 1 - 1 ~ 3

(4) 業務内容

組合が示す基本スタディに則り、以下の業務をおこなう。

- ア 企画調整業務
- イ 基本計画業務
- ウ 基本設計業務
- エ 意匠監修業務
- オ その他関連する業務

(5) 参加資格

参加者は、本業務を実施することを予定する企業または共同企業体とする。共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員となることはできない。

参加者は参加表明書提出期限（平成 25 年 11 月 1 日。以下、基準日）現在において、以下の要件を満たすこと。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て中又は再生手続き中でないこと。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て中又は更正手続き中でないこと。
- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定に基づく特別清算手続き開始の申し立て中、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立て中でないこと。
- エ 仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）の措置要件いずれかに該当する者でないこと。
- オ 過去 2 年間に、銀行取引停止などがなく、経営不振状態にないこと。
- カ 一級建築士事務所に登録されていること。
- キ 過去 20 年以内に、公営住宅の基本設計業務を完了した実績を有すること。
- ク 過去 20 年以内に、コミュニティ施設の基本設計業務を完了した実績を有すること。

(6) 選定の手続き

ア 公募に関わる書類の交付

平成 25 年 10 月 8 日から組合ホームページを通じて交付する。

<http://www.oc-sendai.ne.jp/>

イ 公募説明会

平成 25 年 10 月 18 日（金）15 時から（受付 14 時 30 分から）

説明会場 卸町会館 3 階 第一会議室

ウ 参加表明書および資料の提出

平成 25 年 11 月 1 日 17 時まで。組合事務局まで持参または郵送とする。

郵送の場合、一般書留配達証明郵便とし、提出期限日必着とする。

提出部数 正 1 部、副 9 部 計 10 部 および電子データ一式

エ 提出資料の取り扱い

提出された資料は返却しないものとする。

資料の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 参加表明書および提出資料の作成および記載上の留意事項

別添様式集のとおり。

(8) 事業者を選定する基準

評価基準（別紙）を参照。

(9) 選定委員会および審査に関する事項

ア 審査は、事業者の参加資格を審査する「参加資格審査」および本業務に関する考え方について審査する「ヒアリング審査」とする。

イ 審査は「卸町コミュニティプラザ建設事業設計等業務に係る事業者選定委員会」がおこなう。

ウ 審査の流れは以下のとおり。

- a. 提出書類の確認 提出書類等がすべて提出されていることを確認する。
- b. 参加資格審査 参加者が参加資格要件を満たしていることを確認する。
- c. ヒアリング審査 上記を満たす参加者について、選定委員会においてヒアリングをおこない、各選定委員が評価基準に基づいて評価する。評価点集計結果に基づいて総合的に審議し、事業候補者を選定する。
- d. 審査結果の通知 すべての参加者に対して、審査結果を書面により通知する。

エ ヒアリング審査は、平成 25 年 11 月 6 日 9 時 30 分～12 時 30 分(予定)の時間内で参加者の代表者が、本業務に関する考え方についてのプレゼンテーションと質疑応答をおこなう。審査会場は、卸町会館 3 階第一会議室。

(10) 業務の委託に関する事項

組合と事業候補者は、特定がなされた後遅滞なく、契約に向けた基本事項を定めた基本協定を締結し、平成 25 年 11 月下旬(予定)までに設計等業務委託契約を締結する。

(11) その他

ア 学識経験者からなる第三者委員会において、業務の成果を確認する場合がある。

イ 参加表明書提出者が、基準日から事業候補者として決定する特定までの間に、次の各号にひとつでも該当することとなった場合には原則として参加資格を取り消すものとする。また、事業候補者として特定した後、基本協定を締結するまでの間に、事業候補者が次の各号にひとつでも該当することとなった場合には、原則として事業候補者の特定を取り消し、次点者を事業候補者とする。

- a. 参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合
- b. 社会的信用を失墜させる行為を行なったことが判明した場合
- c. 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- d. 提出書類に虚偽の記載があった場合

担当事務局

協同組合仙台卸商センター

仙台市若林区卸町二丁目 1 5 番地の 2

TEL 022-235-2161 (担当：総務部企画業務課)

FAX 022-284-0864

email info@oc-sendai.ne.jp

http://www.oc-sendai.ne.jp/